

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

(報告金融機関等による報告事項の提供)

第二十一条 租税条約等実施特例省令第十六条の十二第十項(第一号に係る部分に限る。)から第十三項までの規定は法第四十一条の二第一項(令第三十三条の二第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する総務省令、財務省令で定める事項について、租税条約等実施特例省令第十六条の十二第十四項の規定は報告金融機関等(法第四十一条の二第一項に規定する報告金融機関等をいう。第三項において同じ。)が電子情報処理組織(法第四十一条の二第一項第一号に規定する電子情報処理組織をいう。次条第一項において同じ。)を使用して報告事項(法第四十一条の二第二項に規定する報告事項をいう。第三項において同じ。)を法第四十一条の二第二項に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続について、租税条約等実施特例省令第十六条の十二第十五項の規定は同号に規定する総務省令、財務省令で定める方法について、同条第十六項の規定は法第四十一条の二第二項第二号に規定する総務省令、財務省令で定める記録用の媒体について、それぞれ準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第十六条の十二第十項第一号中「報告対象契約(法第十条の六第一項)とあるのは「報告対象契約(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(以下「外国居住者等所得相互免除法」という。))第四十一条の二第一項」と、同号ハ中「報告対象国」とあるのは「報告対象国(外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第二項第一号に規定する報告対象国をいう。以下同じ。)」と、同号ワ中「法第十条の十第一項」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法第四十一条の三第一項」と、同条第十五項中「報告事項」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第一項に規定する報告事項」と読み替えるものとする。

2 省 略

3 租税条約等実施特例省令第十六条の十三第一項の規定は報告金融機関等が法第四十一条の二第一項の規定により報告事項を提供した場合について

改正前

(報告金融機関等による報告事項の提供)

第二十一条 租税条約等実施特例省令第十六条の十二第三項(第一号に係る部分に限る。)から第六項までの規定は法第四十一条の二第一項(令第三十三条の二第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する総務省令、財務省令で定める事項について、租税条約等実施特例省令第十六条の十二第七項の規定は報告金融機関等(法第四十一条の二第一項に規定する報告金融機関等をいう。第三項において同じ。)が法第四十一条の二第二項第一号に規定する電子情報処理組織を使用して報告事項(同項に規定する報告事項をいう。第三項において同じ。)を同条第一項に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続について、租税条約等実施特例省令第十六条の十二第八項の規定は同号に規定する総務省令、財務省令で定める方法について、同条第九項の規定は法第四十一条の二第二項第二号に規定する総務省令、財務省令で定める記録用の媒体について、それぞれ準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第十六条の十二第三項第一号中「報告対象契約(法第十条の六第一項)とあるのは「報告対象契約(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(以下「外国居住者等所得相互免除法」という。))第四十一条の二第一項」と、同号ハ中「報告対象国」とあるのは「報告対象国(外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第二項第一号に規定する報告対象国をいう。ホにおいて同じ。)」と、同条第八項中「報告事項」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第二項に規定する報告事項」と読み替えるものとする。

2 同 上

3 租税条約等実施特例省令第十六条の十三第一項の規定は報告金融機関等が法第四十一条の二第一項の規定により報告事項を提供した場合について

、租税条約等実施特例省令第十六条の十三第二項（第五号から第七号までに係る部分に限る。）の規定は法第四十一条の二第四項に規定する総務省令、財務省令で定める事項について、租税条約等実施特例省令第十六条の十三第三項の規定は法第四十一条の二第五項に規定する総務省令、財務省令で定める日について、それぞれ準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第十六条の十三第一項中「次項各号」とあるのは「次項第五号から第七号まで」と、同条第二項第五号中「報告事項を」とあるのは「報告事項（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第四十一条の二第一項に規定する報告事項をいう。以下この号において同じ。）を」と、同項第六号中「前各号」とあるのは「前号」と、「法第十条の七の」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第三項において準用する法第十条の七の」と、同号ロ中「法第十条の七第一項」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第三項において準用する法第十条の七第一項」と読み替えるものとする。

（報告暗号資産交換業者等による報告事項の提供）

第二十二条 租税条約等実施特例省令第十六条の十九第四項から第七項までの規定は法第四十一条の三第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項について、租税条約等実施特例省令第十六条の十九第八項の規定は報告暗号資産交換業者等（法第四十一条の三第一項に規定する報告暗号資産交換業者等をいう。次項において同じ。）が電子情報処理組織を使用して報告事項（法第四十一条の三第一項に規定する報告事項をいう。次項において同じ。）を法第四十一条の三第一項に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続、同項第一号に規定する総務省令、財務省令で定める方法及び同項第二号に規定する総務省令、財務省令で定める記録用の媒体について、それぞれ準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第十六条の十九第四項中「報告対象契約（同項）」とあるのは「報告対象契約（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（第三号において「外国居住者等所得相互免除法」という。）第四十一条の三第一項）」と、同項第三号中「法第十条の三第二項第一号」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法第四十一条の三第二項第一号」と、同条第八項中「法第十条の十第一項」とある

、租税条約等実施特例省令第十六条の十三第二項（第五号から第七号までに係る部分に限る。）の規定は法第四十一条の二第四項に規定する総務省令、財務省令で定める事項について、租税条約等実施特例省令第十六条の十三第三項の規定は法第四十一条の二第五項に規定する総務省令、財務省令で定める日について、それぞれ準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第十六条の十三第二項第五号中「報告事項を」とあるのは「報告事項（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十一条の二第一項に規定する報告事項をいう。以下この号において同じ。）を」と読み替えるものとする。

のは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十一条の第三項」と読み替えるものとする。

- 2 | 租税条約等実施特例省令第十六条の二十第一項の規定は報告暗号資産交換業者等が法第四十一条の第三項の規定により報告事項を提供した場合について、租税条約等実施特例省令第十六条の二十第二項（第三号から第六号までに係る部分に限る。）の規定は法第四十一条の第三項に規定する総務省令、財務省令で定める事項について、それぞれ準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第十六条の二十第一項中「次項各号」とあるのは「次項第三号から第六号まで」と、同条第二項第三号中「報告事項を」とあるのは「報告事項（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第四十一条の第三項に規定する報告事項をいう。以下この号において同じ。）を」と、同項第五号中「前各号」とあるのは「前二号」と、「法第十条の十一の」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法第四十一条の第三項において準用する法第十条の十一の」と、同号口中「法第十条の十一第一項」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法第四十一条の第三項において準用する法第十条の十一第一項」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 | この省令は、令和八年一月一日から施行する。

（報告金融機関等による報告事項の提供に関する経過措置）

- 2 | 改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則（次項において「新規則」という。）第二十一条第一項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の各年の十二月三十一日において報告金融機関等（所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この項において「改正法」という。）第十五条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「新法」という。）第四十一条の二第一項に規定する報告金融機関等をいう。次項において同じ。）と

の間でその新法第四十一条の二第一項に規定する営業所等を通じて同項に規定する特定取引を行った者が締結している同項の報告対象契約に係る報告事項（同項に規定する報告事項をいう。次項において同じ。）の提供について適用し、施行日前の各年の十二月三十一日において改正法第十五条の規定による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十一条の二第一項に規定する報告金融機関等との間でその同項に規定する営業所等を通じて同項に規定する特定取引を行った者が締結していた同項の報告対象契約に係る同項に規定する報告事項の提供については、なお従前の例による。

3

報告金融機関等が施行日以後に新法第四十一条の二第一項の規定により報告事項（同項の規定により提供すべき期限が令和九年四月三十日及び令和十年四月三十日であるものに限る。）の提供をする場合における新規則第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「同号ハ」とあるのは、「「場合 次に掲げる事項」とあるのは「場合 次に掲げる事項（報告金融機関等が保有する令第六条の三第二十四項第四号に規定する特定取引データベースに当該報告対象契約に係る特定取引（令和七年十二月三十一日以前に行われたものに限る。）を行った者に係るハ（②に係る部分に限る。）又はへに掲げる事項が記録されていない場合には、その記録されていない事項を除く。）」と、同号ハ」とする。」